

# 一般社団法人在日コリアン・マイノリティー人権研究センター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人在日コリアン・マイノリティー人権研究センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本全国各地において、すべての人々が在日コリアンをはじめとする異なる民族の人々を理解し互いの共生を図るため、国際理解に関する調査・研究及び教育・啓発活動を実施し、もって豊かな共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際理解に係る調査研究に関する事業
- (2) 国際理解に係る講演会、研修会等の開催に関する事業
- (3) 国際理解に係る資料収集及び広報に関する事業
- (4) 国際理解に係る相談に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
  - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 3 名誉会員は会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき

## 第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。

3 前項のほか総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は少なくとも10日以前に、その会議に目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、会議の都度、出席正会員の互選で定める。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 総会の議事はこの定款に定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決する。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項及び第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上15名以内

(2) 監事 2名または3名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし会議の目的である事項を示して理事から理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が、理事会を招集する。さらに、副理事長欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の数3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が監査報告を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

- 第35条 この法人の解散は、社員総会の決議により解散する。
- 2 その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事である理事長は仲尾 宏、副理事長は呉 時宗とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。